

特定個人情報保護評価書

第三者点検資料

事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務(評価の再実施)
-------	--------------------------------

点検日	平成27年10月26日
評価実施機関	長崎県知事
担当課	長崎県総務部税務課

長崎県個人情報保護審査会

第三者点検における審査の観点

【適合性】

- ①しきい値判断に誤りはないか。
- ②適切な実施主体が実施しているか。
- ③公表しない部分は適切な範囲か。
- ④適切な時期に実施しているか。
- ⑤適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ⑥特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。

事前確認項目

【妥当性】

- ⑦評価の実施を担当する部署は、評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ⑧評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ⑨特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ⑩特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ⑪記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ⑫個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

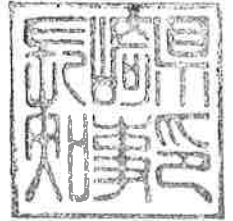
重点点検項目

諮問書

27税第201号
平成27年10月6日

長崎県個人情報保護審査会会長
堀江 憲二 様

長崎県知事 中村 法道



特定個人情報保護評価書の第三者点検について（諮問）

このことについて、長崎県個人情報保護条例第52条第2項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条に規定する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）における重要な変更については、当該評価の再実施をする必要があり、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に基づき、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関等の意見を聴く必要があることから、下記2の事項について、貴審査会に諮問するもの。

2. 諮問する事項

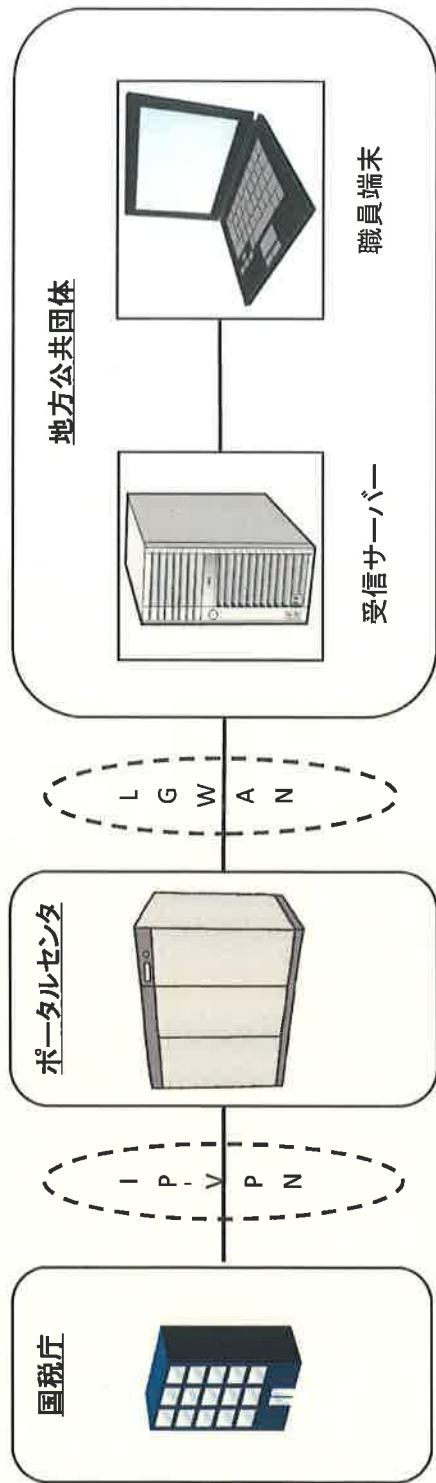
「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書」にかかる第三者点検



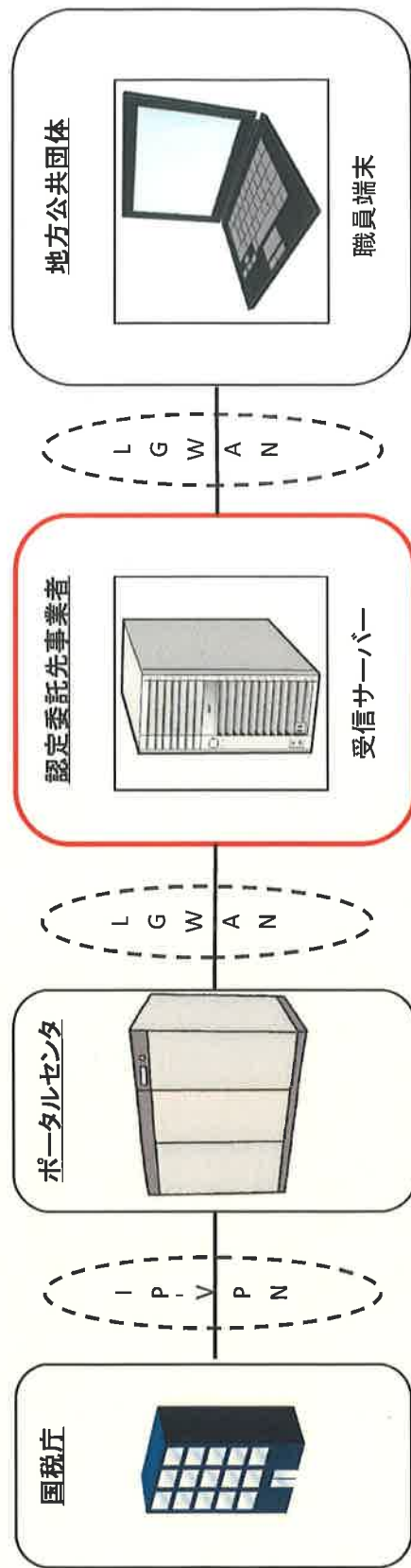
実施機関資料

○ 国税連携システムの概要

【 現 状 】



【 委 託 後 】



※ 国税連携システムとは、所得税確定申告書等に係るデータを、国税庁からeLTAAX(エルタックス: 地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム)を通じて各地方公共団体が受け取るためのシステムのこと。

事前確認項目

特定個人情報保護評価書の事前確認について

◆特定個人情報保護評価書の第三者点検のうち、事前確認項目の確認を行うもの。

◆次の①～⑧の審査の観点から確認を行うこととする。

- ① しきい値判断に誤りはないか。⇒該当項目のみ確認
- ② 適切な実施主体が実施しているか。⇒該当項目のみ確認
- ③ 公表しない部分は適切な範囲か。⇒該当項目のみ確認
- ④ 適切な時期に実施しているか。⇒該当項目のみ確認
- ⑤ 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。⇒該当項目のみ確認
- ⑥ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。⇒全項目を確認
- ⑦ 評価の実施を担当する部署は、評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。⇒該当項目のみ確認
- ⑧ 評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。⇒該当項目のみ確認

◆評価書記載内容の確認の方法

- ・記載要領（「特定個人情報保護評価の指針の解説」中の特定個人情報保護評価書記載要領）に従って記載されているか。
- ・考慮事項（「特定個人情報保護評価指針第10(2)に定める審査の観点における主な考慮事項」のうち、重点点検項目に係る事項を除いたもの）に照らして問題が認められるか。
- ・記載要領及び考慮事項のいずれも定まっていない部分について、具体的でない、わかりにくい等の問題が認められるか。

第三者点検 事前確認の結果

事務の名称: 地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務(評価の再実施)

評価書		審査の 観点	事前確認の結果
表紙			
	変更点なし	—	—
I 基本情報			
I	5. 個人番号の利用	⑥⑧	問題は認められない
I	法令上の根拠		
II 特定個人情報ファイルの概要			
II	4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	⑥⑧	問題は認められない
II	①委託内容		
II	②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		
II	③委託先における取り扱い者数		
II	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		
II	⑤委託先名の確認方法		
II	⑥委託先名		
II	⑦再委託の有無		
II	⑧再委託の許諾方法		
II	⑨再委託事項		
II	6. 特定個人情報の保管・消去	⑥⑧	問題は認められない
II	①保管場所		
II	③消去方法		
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策			
III	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	⑥	問題は認められない
III	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク		
III	委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク		
III	委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク		
III	委託契約終了後の不正な使用等のリスク		
III	再委託に関するリスク		
III	7. 特定個人情報の保管・消去	⑥	問題は認められない
III	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
III	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
IV その他のリスク対策			
IV	1. 監査	⑥	問題は認められない
IV	①自己点検		
IV	②監査		
V 開示請求、問合せ			
	変更点なし	—	—
VI 評価実施手続き			
	変更点なし	—	—

前回の答申

答申（制）第21号
平成27年4月20日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二



特定個人情報保護評価書の第三者点検について（答申）

平成27年2月20日付け26税第316号で諮問があったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の内容は、概ね妥当なものとして認められるが、特定個人情報保護という重要性に照らし、以下の諸点につき、審査会における検討を踏まえて適宜見直しをすることによって、さらに充実した運用がなされるものと思われる。

- (1) 特定個人情報の安全管理に関する責任者を明確に定め、ガバナンス体制を整備したうえで、監査体制、職員の教育体制、運用マニュアル等を整備すること
- (2) 県税総合システムにおける操作ログの必要に応じた確認
- (3) 委託業者及び再委託業者に対する適切な監督及び監督責任の明確化
- (4) 県税総合システムのバックアップデータに係るリスク対策の評価書への記載
- (5) 監査及び自己点検における実効性の確保
- (6) 県税総合システムを取り扱う職員に対する個人情報保護に関する研修の定期的な受講の義務付け
- (7) 評価書の記載をより適切な表現に改めること